

横浜市南区みなみやげ認定要綱

制定：令和6年6月20日
南政第226号（南区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市南区（以下、「南区」という。）の店舗で製造・販売されている「持って帰れる飲食物」を南区の魅力として広く発信し、区民等の南区への愛着を深めるとともに地域の活性化を図ることを目的とした「みなみやげ」事業の実施、認定にあたり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「みなみやげ」とは、区民等から推薦があったもののうち、南区長（以下「区長」という。）が認定した飲食物をいう。
- (2) 区民等とは、南区内に在住・在勤・在学の者をいう。
- (3) 認定事業者とは、「みなみやげ」として認定された商品を製造・販売する者をいう。

（推薦）

第3条 推薦を行う者は、区民等とする。

- 2 区民等は、複数の商品に対し、推薦を行うことができる。ただし、同一人物からの同一の商品への複数の推薦は1票とみなす。
- 3 区民等による推薦のうち、おすすめ商品が未記入のもの及び南区在住・在勤・在学の欄が未記入のものについては、無効とする。

（推薦対象となる商品）

第4条 区民等の推薦対象となる商品は、南区内の食品衛生法に基づく営業許可を有する店舗で、持ち帰りを前提に製造・販売されている飲食物とする。

- 2 次に掲げる事項にあたる場合は、認定の対象外となる。
 - (1) チェーン店で販売されており、南区外でも販売されている飲食物。ただし、旗艦店、1号店又は南区内にいる場合は対象とすることができる。
 - (2) 継続的に販売されていない飲食物。ただし、周期的に販売されるものは認定対象とすることができる。

（認定）

第5条 「みなみやげ」の認定は、次のとおり行う。

- (1) 区長は、区民等から推薦があった飲食物の中から、南区の魅力発信に資すると判断し、かつ、事業者の同意を得た最大15品程度を「みなみやげ」として認定する。
- (2) 区長は、認定にあたり、第6条で定める「みなみやげ検討会」（以下、「検討会」という。）の委員に意見を聞くこととする。

2 次に掲げる事項にあたる場合は、認定の対象外となる。

- (1) 製造者・販売者に法令違反、食品衛生上の問題または、反社会的勢力との関係があった場合。

(検討会)

第6条 検討会の委員は、区民及び南区にゆかりのある識者等とする。

2 検討会の運営に必要な事項については、別途要領で定める。

(南区の役割)

第7条 区長は、認定事業者に対して、「みなみやげ認定証」を交付する。

2 南区は、「みなみやげ」の情報発信に努めることとする。

(認定事業者の役割)

第8条 認定事業者は、店舗等において「みなみやげ」に認定された商品であることを表示することができる。

2 認定事業者は、店舗名、住所等を変更するときや、営業を終了するときは、速やかに南区区政推進課へ連絡しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 区長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 南区内で商品の製造・販売の実態がなくなったとき。
- (2) 認定事業者から認定取消しの申し出があったとき。
- (3) 法令違反等、「みなみやげ」としての認定にふさわしくないと認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。